第明三治十二種十五郵年便三物月三十一認日可

平成２４年（フ）第３６３号
宮崎市橘通西５丁目２番31号　江坂商会社員寮403号
破産者　久保　穣子
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７５号
宮崎市下北方町常盤元1003番地２　キングスオブザパーク神宮202号
破産者　木藤　由美（旧姓松石）
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６６号
宮崎県都城市甲斐元町11街区１号Ｙ＆Ｍデイジー102号
破産者　堤　　美憲
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１６８号
宮崎県都城市上長飯町51号２番地
破産者　戸越　　司
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４３５号
鹿児島県鹿児島市福山町96―２、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市川上町1628番地
破産者　中島　知博
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４６７号
鹿児島県日置市伊集院町徳重1786番地２　市営前田平住宅３号棟402
破産者　松永　明彦
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４７５号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町31番３号　第３ケイエスビル502号
破産者　尖　　育子
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６８号
鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町46番地、旧住所鹿児島県奄美市名瀬塩浜町６番８号
破産者　石原　文乃
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１６５号
鹿児島県鹿屋市池園町2529番地１、前住所鹿児島県鹿屋市串良町上小原3440番地１
破産者　福島　秀光
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第５５号
奈良県天理市田町452番地24
再生債務者　桐生　善之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月13日　　奈良地方裁判所

平成２４年（再イ）第１４号
大分市大字畑中1153番地の１　矢野アパート203
再生債務者　煤田　導明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月12日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第１５号
大分市大字上判田5530番地の47
再生債務者　中西　晋也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月12日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第５号
宮城県気仙沼市常楽212番地５
再生債務者　熊谷　和宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月７日
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（再イ）第２３号
福島県いわき市平字材木町31番地
再生債務者　吉田　純也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月13日
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（再イ）第３０号
奈良市学園朝日町１番Ｃ―510号
再生債務者　児玉　まり
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月13日　　奈良地方裁判所

平成２４年（再イ）第１１１号
堺市堺区南庄町２丁１番15号
再生債務者　武知　良行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月12日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１７号
大阪府羽曳野市河原城541番地の35
再生債務者　小猿　雄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月12日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再イ）第４４９号
大阪市東住吉区駒川１丁目８番７―201号
再生債務者　大国園こと　天野　　久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第４８６号
大阪市福島区玉川１丁目５番２―1101号、営業所大阪市福島区福島２―２―23シュライン福島Ａ号室
再生債務者　キャスロゥルクラブこと　勝　文洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第６８号
大阪府泉大津市要池住宅６番606号
再生債務者　上田　慶子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月12日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第２６号
岡山県倉敷市東塚４丁目15番14号　ニューシティ横山Ｂ106
再生債務者　曽我あゆみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月13日　岡山地方裁判所倉敷支部